

令和7年度第1回赤穂市子ども・子育て会議 会議録

【日 時】 令和7年10月3日（金）午後2時00分～午後3時45分

【場 所】 市役所6階大会議室

【出席委員】 11名

半田結委員〔兵庫大学教育学部教育学科教授〕、高田豊司委員〔関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授〕、藤原美佐委員〔赤穂市主任児童委員代表〕、岩崎由美子委員〔赤穂市地域活動連絡協議会会长〕、池田達哉委員〔赤穂西小学校長〕、佐藤智子委員〔学校法人兵庫カトリック学園赤穂あけぼの幼稚園園長〕、田口和嘉子委員〔御崎保育所長〕、中川多榮子委員〔社会福祉法人赤穂あおぞら会あおぞら保育園副園長〕、美濃優委員〔赤穂市立保育所会〕、福本久美子委員〔原幼稚園PTA役員〕、笠原喜代子委員〔公募市民〕

【欠席委員】 2名

宮島由香委員〔赤穂西幼稚園長〕、中本康之委員〔連合兵庫西部地域協議会赤穂分会地区担当〕

【事務局】

健康福祉部	高見直樹健康福祉部長
	前田光俊子育て支援課長
	日笠二三枝保健センター所長
	松本哲男子育て支援課子育て支援係長
教育委員会	中田宗伯教育次長（管理）
	山内陽子こども育成課長
	万代充彦生涯学習課長
	杉山建一学校教育課長
	深澤景理こども育成課こども育成係長

【次 第】

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長、副会長の選出
- 5 議事
 - (1) 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策取組結果について 【資料1～5】
 - (2) 令和7年度赤穂市こども計画取組目標・概要について 【資料6】
- 6 その他
- 7 閉会

1. 開会

～事務局～

定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、ただ今より令和7年度第1回赤穂市子ども・子

育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます赤穂市子育て支援課の前田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。この子ども・子育て会議は、国の法律に基づき設置し、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画の策定や、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項について、子育てに関わる皆様方のご意見をお伺いするものです。それでは開会に当たりまして、健康福祉部長の高見よりご挨拶を申し上げます。

2. 開会あいさつ

～事務局～

皆さんこんにちは。本日は、ご多用の中、令和7年度第1回赤穂市子ども・子育て会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、平素より本市の子育て支援施策にご尽力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。最近のこどもや子育て家庭を取り巻く環境や状況につきましては、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などの環境の変化に伴いまして、孤立感や不安感を抱える妊婦や子育て家庭も少なくない状況でございます。また、児童虐待や貧困、ヤングケアラーなど、様々な課題も顕在化しているところでございます。行政を取り巻く環境といたしましても、国において、令和5年度にこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足いたしました。また、昨年、赤穂市においても、こども家庭センターを設置したところでございます。本市では、「すべてのこどもが健やかに育ち、幸せを実感できるまち赤穂」を基本理念とする、赤穂市こども計画を策定し、本年度よりスタートしています。委員の皆様におかれましては、今年度から2年間、ご支援ご協力を賜りまして、本計画の進捗状況を含め、本市の子ども・子育て施策に関するご意見、ご助言等を頂戴したいと考えております。本日は、議事として、前計画の推進結果、それから今年度の赤穂市こども計画の取組目標・概要につきまして、ご協議いただくことになっておりますが、赤穂市の将来を見据えた子育て施策を推進するため、委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

3. 委員紹介

～事務局～

それではまず初めに、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。皆様にすでに送付しております会議次第、名簿、それから資料1の「令和6年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策取組結果」、資料6の「令和7年度赤穂市こども計画取組目標・概要」はお揃いででしょうか。また当日の追加資料といたしまして、資料2の「第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画目標指標結果」、資料3の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策における実績」、資料4の「特定教育・保育施策における計画値と実績値について」、資料5の「令和7年度待機児童の状況について」を配付させていただいておりますが、お揃いででしょうか。もしこれらの資料で不足等がございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元にお配りしております名簿の順にご紹介させていただきますので、お名前をお呼びいたら、恐れ入りますが、自席にて一礼をお願いいたします。

(委員紹介)

続きまして、事務局の職員をご紹介いたします。

(事務局職員紹介)

本日の会議につきましては、宮島委員、中本委員が欠席されておりまして、委員13名中11名の皆様にご出席をいただいております。従いまして、赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

4. 会長、副会長の選出

～事務局～

次に、議事に入ります前に、会長副会長の選出を行いたいと思います。赤穂市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、会長、副会長は委員の互選で定めることとなっておりますが、皆様、ご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

ご意見がないようですので、事務局といたしましては、会長に兵庫大学教育学部教育学科教授の半田委員に、副会長には、関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授の高田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がありましたが、ご承認いただけようでしたら拍手をお願いいたします。

(拍手あり)

ありがとうございます。それでは、早速ですが、半田会長、前の席にお願いいたします。それではここから先の進行につきましては、赤穂市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、半田会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願ひいたします。

～会長～

改めまして、お忙しいなか皆様お集まりいただきましてありがとうございます。始めに、会議の公開、傍聴につきましては、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は公開とさせていただきます。

本日は、傍聴希望の方が4名いらっしゃいますので、ここで傍聴の方に入室いただきたいと思います。

5. 議事

(1) 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策取組結果について ～会長～

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。まず議事の(1)としまして、第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策取組結果について、事務局より説明をお願いいたします。

なお、議事の(1)については、資料がたくさんありますので、資料1の説明の後、いったん区切りまして、ご意見等をお受けしたいと存じます。

～事務局～

それでは、資料1「令和6年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策取組結果」をご覧ください。この資料については、令和6年度の取組結果となります。第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度末で終了となりますことから、第2期計画の期間、5年間を通しての推進結果にもなるものです。そうしたことでも踏まえまして、令和6年度に、新規・拡充した事業又は事業内容に大きな変化などがあり、特に報告する必要がある事業のみとなります。簡潔に、各担当課からご説明させていただきたいと存じます。

～事務局～

3ページをお願いいたします。基本目標1「子どもを安心して産み育てられる支援の充実」、施策方向1「安心し妊娠出産育児ができる支援の充実」、2の「妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実」の中で、産後ケア事業についてでございます。

産後ケア事業については、従来より実施している居宅訪問型に加え、新たに赤穂市民病院や中央病院等において、短期入所型及び通所型を実施し、安心して育児ができるよう支援を行いました。実績については、4ページに記載のとおりでございます。保健センターからは以上です。

～事務局～

続いて、こども育成課関係をご説明させていただきます。資料1 4ページをご覧ください。

施策番号31、「公立保育所の運営方針のあり方の検討」の令和6年度実績の欄の2つ目の項目です。

資料に記載しておりますとおり、保育所、認定こども園を利用している児童の保護者が育児休業を取得する場合、児童が3歳児クラス以上でその施設を引き続き利用する希望がある場合は、継続利用可能としていましたが、令和7年4月からは、0歳児クラスから2歳児クラスの児童も継続利用の対象とすることとしました。

この取扱いの変更については、本日ご出席いただいております、赤穂あけぼの幼稚園様、あおぞら保育園様にもご協力を願いし、令和6年度の年度末に保育所、認定こども園に在籍している保護者の方にお知らせをさせていただきました。

こども育成課関係の説明は以上です。

～事務局～

次に、子育て支援課の取組結果についてご説明させていただきます。8ページをご覧ください。
16番の各種子育て相談の充実についてです。

令和6年4月より、子どもやその家庭などの相談支援や児童虐待対応を行っている、子育て支援課と、妊娠期から子育て期にわたる母子保健の相談支援を行っている、保健センターの「えるふあルーム」を一体的に運営する、こども家庭センターを設置し、1年が経過しました。

この1年間、どのように連携・協力していくのか、思考錯誤しながら取り組んでまいりましたが、それぞれが把握した要支援児童等について、情報共有や支援方針を協議する、合同ケース会議を計17回開催するなど、子育て支援課と保健センターの垣根を越えて、連携がより強化され、こども家庭センターとして、今まで以上に切れ目のないきめ細やかな支援を提供できたのではないかと考えております。

次に11ページをご覧ください。26番の子育て家庭の経済的負担の軽減についてです。

国の「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた、児童手当の拡充でございます。拡充された内容につきましては、令和6年10月分より、これまでの所得制限が撤廃されるとともに、支給対象児童が高校生年代まで引き上げられ、さらに第3子以降の児童に係る手当が月額3万円に増額されました。また、支給回数が、これまでの年3回から年6回に増えるなど、抜本的に拡充されております。

次に17ページ、18ページをご覧ください。41番のひとり親家庭の経済的負担の軽減についてです。18ページの右側の2行目をご覧ください。令和6年度新規事業として、子どもの健やかな成長に不可欠な経済的基盤となります養育費が確実に受け取れるよう、公正証書などの公文書を作成するために要する費用、または、保証会社と養育費の支払が滞った場合の保証契約に要する費用を助成する、養育費履行確保支援事業を実施しております。

子育て支援課については、以上です。

～事務局～

次に、生涯学習課分について拡充事業の説明をいたします。

11ページ、ナンバー23の、子育て学習センターの充実です。

子育て学習センターでは、子育てグループの活動支援や、親子同士の交流の場、子育て相談などの活動を実施しています。令和6年度の拡充内容ですが、子育てグループについて、参加者ニーズに対応するため、1グループを増設しました。これにより、登録の実人数については、令和5年度の65家族、150人に対し、令和6年度は96家族、211人と増加いたしました。少子化等による利用者の減少が危惧されるところではありますが、乳幼児期から歌やリズムに触れ合わせたいだとか、他の親子と交流したいという、子育て世帯のニーズに応えていった結果と考えております。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

～事務局～

続いて、学校教育課関係をご説明いたします。資料の22ページをご覧ください。

施策番号51「特別支援教育の充実」の評価の欄の1つ目の項目です。

学校生活を送る上で、通常学級に在籍する多くの児童生徒が、特別な配慮・支援を要しております

す。その教育的ニーズに応じるとともに、学校と家庭、そして福祉や医療との連携を深めるため、令和6年度は特別支援教育指導補助員を1名増員し、市内小中学校に15名の配置をし、様々な異なりを持つ子どもたちが同じ環境で共に学び合う、インクルーシブ教育を推進することができました。

学校教育課については、以上です。

～会長～

ありがとうございます。新しい施策を中心に、令和6年度の結果について事務局から説明がありました。皆様の方から感想や質問がございましたら、発言をお願いします。

大変多くの施策がありますが、ご自身に関わりのあるところや、疑問に思われるようなところを質問していただければと思います。いかがでしょうか。

～委員～

11ページのファミリー・サポート・センター事業の推進というところですが、こどもが幼稚園のときに、チラシの配布が始まりましたが、どれくらいの方が登録されていて、どのような活動をされているのか教えてください。

～事務局～

ファミリー・サポート・センターについてお答えいたします。ファミリー・サポート・センターには、子育てについていろいろなサポートを依頼される依頼会員と、依頼に対してサービスを提供する提供会員がおります。依頼を受けた提供会員が子育てに関するサービスを実施するものとなります。令和7年の3月末時点になりますが、依頼会員については305名、提供会員については122名、また、依頼会員と提供会員どちらにも登録している方は13名となっております。合計で440名の方が登録されております。

～会長～

具体的な活動例などについても、説明をお願いします。

～事務局～

お答えいたします。一例ですが、保育施設での保育の開始前や終了後にお子様を預かることや、保育施設や学校などへ送迎するといった内容でございます。

～委員～

利用することもについて、対象年齢などはありますか。

～事務局～

対象年齢は、小学校までの児童ということになっております。

～委員～

分かりました。ありがとうございます。

～会長～

他にございませんでしょうか。

今のご質問から、ファミリー・サポート・センター事業については、広報等による市民への伝え方などに工夫が必要かもしれませんので、検討をお願いします。この後も資料が多くございますので、そちらを説明していただきながら、また全体についてご質問、ご意見などを伺いたいと思います。

～事務局～

はい。それでは資料2、第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画目標指標結果をご覧ください。

この資料については、第2期計画の施策の方向ごとに掲げていた目標指標を取りまとめたもので、第2期計画の達成状況を断片的ではありますが、数値で確認できるものであると考えております。

まず、計画全体の指標ですが、赤穂が子育てしやすい環境にあると思う人の割合、ですが、目標値は95%としておりましたが、令和5年度に行いましたニーズ調査では、65.5%となり、5年前の調査結果よりも約11%ダウンしている状況です。

以下につきましては掲記のとおりとなっておりますが、目標を達成できた指標を読み上げますと、基本目標1の2つ目の項目、子育て情報サイトへの年間アクセス数の、子育て情報アプリ「赤穂すくすくキッズ」のアクセス数が266,627回、基本目標2の1つ目の項目、保育所待機児童の数が0人、基本目標3の2つ目の項目、新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病質問票が9点以上の産婦の割合が5.3%、その次の、医療的ケア児コーディネーターの配置が1人、基本目標4の1つ目の項目、学校医や専門家による職員研修の実施回数が小中学校各校2回、同じく3つ目の項目、自殺予防プログラムの実施か所数が中学校5か所、基本目標5の2つ目の項目、子どもの人身事故件数が21人ということで、全16項目中7項目が目標を達成している状況です。その他の項目については、目標達成に向け取り組んだ結果、現状値より向上したもの、あるいは、現状値に満たなかったものなどありますが、このような結果となっております。

また、基本目標1の3つ目の項目の、LINEの子育て情報のアクセス数については、数値の把握ができませんでしたので、申し訳ございませんが、アンダーバーということで、ご了承いただきたいと思います。

計画全体の指標であります、赤穂が子育てしやすい環境にあると思う人の割合など、引き続き、こども計画でも指標として採用しているものもございますので、今後も各項目について取り組んでまいりたいと考えております。

～会長～

申し訳ありませんが、直近の現状値と達成状況がいつ時点の調査なのか説明をお願いします。

～事務局～

はい。ニーズ調査と記載のある「赤穂が子育てしやすい環境にあると思う人の割合」と「父親の育児休業の取得率」につきましては、令和5年度の調査結果となっております。それ以外につきま

しては、令和6年度の実績となります。

～会長～

ありがとうございました。引き続きお願いします。

～事務局～

次に、資料3、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策における実績についてでございます。これらの事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定されている地域子ども・子育て支援事業でありまして、本計画において、量の見込みと確保方策を定めることが義務付けられています。その実績についてのご報告となります。

まず、量の見込みと確保方策ですが、いずれの事業におきましても、確保方策が量の見込みを上回っている、若しくは、同数であるという計画時の状況であります。

そのうえで、令和6年度の実績ということですが、ほとんどの事業において、事業実績より、確保方策の方が上回っている状況でありますので、そのことから、円滑な事業運営が実施できているものと考えております。

しかしながら、資料の1ページの一番下、(4) 地域子育て支援拠点事業、これは市民会館で実施している子育て学習センター事業のことですが、令和4年度に実施しました、本計画の中間見直しにおいて、量の見込み、確保方策それぞれを下方修正したものでございますが、結果として、実績値は量の見込み、確保方策より超過しております。

また、3ページの(10) 養育支援訪問事業につきましても、量の見込み、確保方策が48人に対し、実績が50人という結果となっております。

資料3の説明については、以上です。

～事務局～

続きまして、資料4、特定教育・保育施設における計画値と実績について説明いたします。

はじめに、1. 利用状況についてですが、各年度末時点における幼稚園、保育所、認定こども園の年齢別利用人数を記載しております。一番右の欄をご覧ください。令和6年度合計で、(1)の1号認定が610人、(2)の2号認定が156人、(3)の3号認定が228人でした。

続きまして、2. 赤穂市子ども・子育て支援事業計画と実績との比較についてです。先ほどの利用状況の数値を実績として、計画値との比較を行っております。

(1)の1号認定につきましては、計画値が611人に対し、実績値が610人と、ほぼ計画値どおりとなっております。(2)の2号認定につきましては、人口減少や幼稚園3歳児保育および預かり保育事業の拡充により、計画では、量の見込みは減少するものと見込んでいましたが、実績は計画時ほど減少には至っておらず、乖離率は1.08となっております。(3)の3号認定につきましては、就労する保護者の割合が増加していることにより、量の見込みは増加するものと計画しておりましたが、実績は計画を上回り、乖離率は1.1となっております。

また、利用人数の推移を見ると、2号認定3号認定につきましては、ほぼ横ばいの状態が続いていることから、人口が減少しても、保育施設利用人数はそれほど変わらず、保育需要が拡大しているものと考えられます。資料4についての説明は以上です。

～事務局～

それでは、資料5をご覧ください。
令和7年度待機児童の状況についてです。

1番、待機児童数の推移についてですが、令和5年、令和6年には0人であった待機児童が、令和7年4月1日には6人発生しました。

また、特定の保育所への入所を希望している、あるいは、入所希望月が未到来であるなどの理由により、入所保留となった方が28人おられまして、待機児童と入所保留児童の合計人数は、34人となっております。

次に、2番、年齢別待機児童数内訳です。

4月1日現在の待機児童6人は、すべて1歳児です。9月1日現在の待機児童13人も、すべて1歳児となっております。待機児童と入所保留児童数の合計は、4月1日では34人でしたが、9月には53人となりました。これは、年度途中で入所が決定した、あるいは申請の取り下げが行われたことによる減少と、新たに申し込みがあったことによる増加を差引した結果となっています。

次に、3番、新規申込者数比較についてです。令和7年の新規申込者数は184人で、昨年より9人増加しています。年齢ごとの申込者数、前年との増減比較は記載のとおりですが、令和7年は、令和6年と比較して1歳児の申し込みが増加したという状況となっています。

次に、4番、出生者数の推移についてです。各年、4月1日現在の住民基本台帳の0歳人口を記載しております。0歳人口は、令和6年には微増しましたが、それ以外の年は毎年、前年より減少しております。

次に裏面をお願いします。幼稚園の3歳児保育の状況についてでございます。

平成30年度に、塩屋幼稚園1クラスで開始した幼稚園3歳児保育は、実施8年目を迎えました。現在は、赤穂、塩屋、尾崎の3幼稚園で、1クラスの定員25人、各園2クラス50人、総定員数150人とし、令和3年度からは、3歳児の預かり保育も実施しております。令和7年度の利用状況ですが、赤穂幼稚園35人、塩屋幼稚園29人、尾崎幼稚園26人、合計90人となっており、150人の定員に対し、60人の欠員が生じております。また、各園20人、合計60人の預かり保育枠を設けておりますが、利用者は32人となっております。

次に（2）小学校区別の利用状況についてです。

縦軸に幼稚園ごとの利用者数を、横軸に小学校区ごとの利用者数を掲載しております。この表の中で、赤穂、塩屋、尾崎の各地区につきましては、太い線で枠を付けておりますが、この3地区が、3歳児保育実施園が所在する校区となっております。

赤穂幼稚園は、赤穂、城西地区から、塩屋幼稚園は、塩屋、赤穂西、坂越地区から、尾崎幼稚園は尾崎、坂越地区からの利用が多くなっております。高雄地区、有年地区、原地区からの利用はございませんでした。表の一番下の段になりますが、校区ごとの3歳児の人口と、幼稚園3歳児保育の利用率を記載しております。一例で、赤穂地区でしたら、3歳児、46人中、19人が3歳児保育を利用されており、利用率は41.3%です。

次に（3）その他の3歳児の施設等利用状況です。

塩屋地区を例にとりますと、今ご説明しました、上の（2）の表、校区の3歳児人口50人中、27人が公立幼稚園の3歳児保育を利用しています。そして、（3）の表の塩屋地区の欄をご覧いただきたいのですが、公立保育所は16人、市内私立保育所が2人で合計18人が保育所に在籍し

ています。残り、5人の方は、在宅で保育されているか、もしくは、認可外保育施設等を利用しているものと考えております。

一番右端の合計欄のとおり、保育所、認定こども園、市外施設を利用している人は、118人で、(2)の表の3歳児保育利用者90人と合わせると、208人となり、3歳児の人口、227人に對し、約9割のこどもが、何らかの施設を利用しているという状況となっております。

以上で資料5の説明を終わります。

～会長～

資料2から資料5までについて質問等ございませんか。資料2については、計画全体の指標では、赤穂が子育てしやすい環境にあると思うとお答えいただいた方は、令和5年度の時点で76.8%であり、低い数値ではないと思います。或いは、資料3については、子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、実績が記載されており、数字が多く分かりづらいかもしれません、5年間の推移が表示されております。さらに、資料4につきましては、幼児教育や保育について、5年間の見込計画を立てて、過不足がどれくらいあるのかを示したものとなっています。さらに、最後の資料5につきましては、0歳児から5歳児までの待機児童の状況が記載されておりますが、いかがでしょうか。

～事務局～

失礼します。一点補足がございます。資料2の直近の現状値についてですが、こちらの数値は、第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画を策定した当時の直近の現状値になります。達成状況については、令和6年度の数値となっております。なお、ニーズ調査と記載のあるものについては、令和5年度の数値となります。

～会長～

分かりました。それでは委員の皆様いかがでしょうか。

～委員～

失礼します。待機児童がいない状態で、3歳児の家庭も多く利用されており、多くの方が就労されているなあと感じますが、いろいろな事をされているにもかかわらず、赤穂市が子育てしやすい環境にあると思う人の割合が減っている要因は何なのか。待機児童もいなかつたにもかかわらず、それでも子育てがしにくい環境であるというのは、何が要因で何が足りていないのかと考えさせられる資料だなど、私は感じましたがいかがでしょうか。

～事務局～

赤穂市が子育てしやすい環境にあると思う人の割合については、令和5年度に実施しましたニーズ調査の結果となっており、その他にも、いろいろ調査をしているのですが、子育て世帯が一番必要と感じていることは、経済的な負担の軽減であり、赤穂市だけでなく全国的にですが、そちらを必要とされている方が多かったということになっております。この調査以降、国の方でも、児童手当や大学生への援助など、そういう経済的な支援を行っておりますので、今回のこども計画につ

いても、同じ目標値としておりますが、5年後には、改善されるのではないかと考えております。

～会長～

ありがとうございます。社会の変化が著しいというのは、それぞれの立場で実感されているところではないかと思いますが、この経済的負担の軽減をどうするかということは、以前からございましたが、調査の時点では、国の手当が未だ反映されていないので、今回の結果には反映されていないということです。

4月からスタートしている赤穂市こども計画は、基本的にはそれまでの第2期子ども・子育て支援事業計画を参考にしながら、さらに、範囲を広げ、内容を深めながら、細やかに作られたという経緯もあるのではないかと考えております。

(2) について令和7年度赤穂市こども計画取組目標・概要について

～会長～

それでは、次に進みたいと思います。令和7年度赤穂市こども計画取組目標概要について、ご説明をお願いします。

～事務局～

それでは、資料6をご覧ください。それぞれの事業の担当課より順に令和7年度の取組目標、概要について、新規・拡充した事業、又は、事業内容に大きな変化などがあって、特に報告する必要がある事業などについて、ご説明いたします。

～事務局～

14ページをお願いいたします。施策の方向1、安心して妊娠・出産・育児ができる支援についてです。妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実についてです。

妊娠期から出産・子育て期まで、切れ目なく身近で相談に応じる伴走型相談支援とともに、出産・育児に係る費用の負担軽減を図るため、妊娠期に1回6万円、出産後こども1人につき6万円を支給します。なお、妊娠期、出産後それぞれの給付金について、市独自で1万円ずつ上乗せをしています。

次に、産後ケア事業についてであります。今年度より、兵庫県内の市町域をまたいで産後ケア事業実施機関を利用ができるようになりました。今年度も引き続き、産後ケア事業を実施し、安心して育児ができるよう支援を行っていきます。

次に、すこやかギフト定期便についてです。本事業は、今年度から実施しております、紙おむつ等の育児用品を無料で定期的に配布することで、子育て世帯との関わりをもち、子育てに関する悩み相談や情報提供を行い、虐待予防と経済的負担の軽減を図ります。

保健センターについては、以上です。

～事務局～

続いて、こども育成課関係をご説明させていただきます。21ページをご覧ください。

施策番号50、「教育・保育の提供体制の充実」についてです。1ページめくっていただき、22

ページをご覧ください。

上から 3 つめの白丸、「教育・保育施設を計画的に整備、維持補修、更新するとともに、空調や遊具等の設備を整備し、安全な保育環境の整備を進めること」を取組内容に掲げております。

施設の整備、維持補修については、これまでも継続的に実施しているところですが、令和 7 年度を始期とする「赤穂市こども計画」策定にあたり、あらためて取組内容として位置付けたものです。

本年度の事業概要は、保育所園舎整備として、赤穂保育所と塩屋保育所の空調整備及び赤穂保育所の地盤改良に係る設計、また、照明設備改修事業として、保育所照明の LED 化を実施することとしております。

資料 5 で説明させていただきましたように、待機児童も発生している状況でありますので、引き続き人材の確保等にも努めていきたいと考えております。

こども育成課関係のご説明は、以上です。

～事務局～

次に、子育て支援課の主な取組概要について、ご説明申し上げます。

9 ページをご覧ください。17 番の虐待の予防と早期発見への取組の強化についてです。右側の一番下の項目のところですが、家事や子育て等に困難を抱える子育て家庭やヤングケアラーのいる家庭等を訪問し、悩みや不安の傾聴及び家事支援等を行う、子育て世帯訪問支援事業を実施します。現在、準備が整いましたので、予定通り 10 月から実施する予定としています。

続きまして、31 ページをお願いします。79 番のイベントの実施及び情報の提供についてです。

子育て環境 P R 事業として、今年度も、子育て世代の市民から募りました、あこう子育てアンバサダーを中心に、イベントの実施や市公式インスタグラムによる情報発信を行い、赤穂市で子育てをする魅力の P R と地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図ってまいります。

今年度は、例年好評をいただいております子育てイベントを「こどもまんなかフェスタ」と名付けており、こども家庭庁が推進する「こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現する」という「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、自らも行動する、「こどもまんなか応援ソポーター」に就任することを、イベント当日に、市長が宣言することとしております。11 月 1 日に実施する予定としています。

子育て支援課については、以上です。

～事務局～

次に、生涯学習課分について、拡充事業の説明をいたします。

19 ページ、ナンバー 43 の、放課後児童健全育成事業アフタースクールの充実です。

施設面ですが、快適な環境の確保のため、赤穂アフタースクールでは、古くなり効きの悪くなつた教室のエアコンの更新、また城西アフタースクールでは、男女共用のトイレを間仕切りし男女別のトイレへの改修を実施します。今後とも、児童が安全・快適に過ごせるよう、現場の状況に応じ、整備・改修を実施していきたいと考えております。

以上で、生涯学習課の説明を終ります。

～事務局～

続いて、学校教育課関係として、新規・拡充施策をご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

まず、施策番号2「生命の大切さを尊重することの育成」です。子ども一人ひとりに、生命の大切さや自他の人格を尊重する心を育むため、各学校において発達段階や子どもたちの実態に合わせ、毎年度当初に人権教育の指導計画を学年・教科に沿って見直し、子どもたちの人権意識を高めてまいります。

また、子どもたちが社会や地域と直接触れ合う機会として、小学校での「環境体験学習」や「自然学校」、中学校での「トライやる・ウィーク」など、体験的な活動をカリキュラムに取り入れています。学校運営協議会の協力も得まして、地域の方々を講師に招き、地域の歴史や文化を学ぶ機会も設けております。

続いて、施策番号3「教職員の人権尊重に対する理念の涵養」です。

概要としまして、「教育実践研究大会」は市内の保育所・幼稚園・小中学校の全ての先生が参加し、11のテーマに分かれた分科会で、人権に関する研究発表と討議を行っております。また、「人権教育実践研究会」では、各中学校区内の保育所、幼稚園、小中学校の先生たちが人権的な課題を共有して共同研究を行なっています。共通のテーマのもとで議論を深めることで、教員自身の人権感覚を養うとともに、子どもたちの現状をより深く理解することを目指しております。

学校教育課については、以上です。

～事務局～

次に、今年度、赤穂市にとって、大きく子育て支援施策が拡充した事業がございますので、ご説明させていただきます。

18ページをお願いします。40番の乳幼児等医療費助成等の実施です。

右側の2つ目のところですが、今年7月から、乳幼児等医療費助成の対象年齢を高校生世代まで拡充するとともに、所得制限を撤廃し、従来の入院医療費に加えて、外来医療費の自己負担分を全額助成します。

続きまして、20ページをお願いいたします。48番の子育て家庭の経済的負担の軽減です。右側の2つ目のところですが、今年度については、1学期は、従来の給食費の一部無償化を行い、2学期、3学期は学校給食費の完全無償化を実施します。

資料の説明は、以上となります。

～会長～

ありがとうございました。

ただ今の説明について、内容や気になった点などあれば、質問をお願いします。給食費や医療費、児童手当の拡充などについて説明がありました。併せて、経済状況なども厳しいものとなっておりますが、関心のあることについて質問をお願いします。

～委員～

失礼します。全体的なことですが、今回新たに策定された赤穂市こども計画については、今までの計画において課題となった事項を踏まえて、策定されたという認識でよろしいでしょうか。説明

を聞いている限り、前回の計画を踏まえて新たに策定された計画であるのかどうかが、分かりづらいと思います。また、先程ご説明いただいた事業経過報告についても、報告数値からどのような課題があるのかということを記載いただいた方が、その課題に基づいて、新たな事業計画を策定したということが分かりやすいのではないかと思います。赤穂市こども計画の策定に係る議論に参加されていた方は、理解されていると思いますが、今回の会議から新たに委員となった方には、その辺りが分かりづらいと思うので、これまでの事業計画や事業結果に対しての評価がどうだったかというところも併せて、ご説明いただければと思いました。今回については、時間に限りがあるので次回からよろしくお願ひします。

ただ、一例としてご説明いただきたいと思いますが、資料2の事業計画目標指標結果について、達成できた項目が多々あり、大変結構な事であると思いますが、達成できている項目に何かしら特徴があるのでしょうか。一見した感じですと、こちらが能動的に動いて実施できるものは、達成できているのではないかと思います。ただし、市民が利用することによって達成できるかが決まってくる項目については、少し低いのではないかという印象があります。そのため、ニーズにうまく合っているのかどうかや、本来必要とされる方に、この情報がきちんと届いていないのではないかという課題が見えてきて、それではどのように広報していくべきかという課題が見えてくるのではないかと思います。

赤穂市が子育てしやすい環境にあると思うという人の割合が、ものすごく低いという訳ではないと思いますが、素晴らしい取組を行っているとしても、個人がアンケートに回答する際は、自分が体験できている範囲内で、受けた印象がどうであるかということをもって回答すると思いますので、市民にこれだけのことを実施しているということが伝わらないと、市民は自分が経験していないことなので、赤穂市がどうなのか判断しづらいと思います。結果的に、アンケート結果にも反映されにくくなってしまうと思います。一般的には、広報誌等でどのような取組を行っているのかを公表すると思いますが、隅から隅まで目を通している方は、年配の方は多いですが、若い世代の方はあまりいないと思いますので、情報が伝わりにくく、成果について理解してもらいにくいという影響もあるのではないかと思います。

～事務局～

ご意見ありがとうございます。この計画を策定するに当たって、2年間、委員の皆様と協議させていただき、赤穂市こども計画においても、これまでの課題ということで記載しており、この課題に基づきまして、施策に取り組むということで、本計画を策定しております。

周知につきましては、赤穂市は周知がなかなかうまくいっていないのではないかというご意見もいただいたことがございますので、周知に更に力を入れていきたいと考えております。現在、市ホームページや市広報誌だけでなく、赤穂すくすくキッズというアプリやインスタグラムでの発信を子育て支援課独自で行っていますので、受けるだけではなくこちらからプッシュしていくような周知の方法について、更に取り組んでいきたいと考えております。

～会長～

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

～委員～

中学生の部活についてですが、来年度には部活が無くなってしまうという連絡が再三来ており、小学校低学年の保護者の方からも、無くなるのは決定みたいですが、実際どうなるのかという意見が出ております。地域移行と言われておりますが、有年地区に関しては、中学生が放課後に通えるようなところが無いので、便利な地域に住んでいる中学生との差が激しくなっています。受け入れていただける部活動のお便りもありますが、働いている保護者の方も多いので、送迎が出来るかどうかという問題があつたりして、学校が部活動をしなくなれば、参加しなくなる家庭が多くなると思います。すると、放課後に中学生が早い時間から自由に活動できてしまい、その時間に何をしているのか分からなくなるという部分もあり、ちょっと心配だなと思いますが、良いアイデアはないのかなと思っていますがいかがでしょうか。

～事務局～

有年地区においては、現在1団体が週1回活動していただいているほか、同地区において手が挙がりそうな団体が出てきているところです。有年地区については、地域の方やほかの地域の方で、様々な地域で活動していただけるように、今後も周知・啓発を続けていきたいと考えております。

さらに、放課後の過ごし方についてですが、学習面において課題のある生徒もありますので、学校において時間の許す限りですが、補習を行ったり、生徒指導において時間を割いたりしておりますので、外での活動場所については、啓発を続けていき、地域の方の協力を得ながら学校としても出来得る限りの協力をし、地域移行だから学校から手が離れてしまうのではなく、学校も一体となって地域で展開していくという形で進めていきたいと考えております。なお、移動手段や活動場所の確保ということは、大きな課題であると認識しておりますので、より良い方向で進めていきたいと考えております。

～会長～

ありがとうございます。

地域と学校が一緒になって、取り組んでいくというお話もありましたので、その部分が大事なところではないかと思います。

他はいかがでしょうか。

～委員～

先程、ご説明のあった子育て世帯訪問支援事業について、本年度の10月から実施することですが、詳しく内容を教えていただいてよろしいでしょうか。

～事務局～

先程説明をさせていただきましたが、訪問支援員が家事、子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭の居宅を訪問して、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施するというような事業となっております。対象者については、要支援や要保護児童であると思われるような世帯を対象としておりますので、一般的なご家庭は対象外ということになっております。事業内容としては、食事の準備、洗濯、掃除や買

い物の代行などの家事支援、また、育児に困難を抱えている家庭については、育児養育支援なども行うとともに、不安や悩みの傾聴も行います。

～委員～

この事業については、広報するのではなく、子育て支援課が対象を絞って支援を行うということでおよろしいですか。

～事務局～

はい。そのとおりです。

～委員～

分かりました。

～会長～

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。新しく委員になられた方について、ご感想などありましたらお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

～委員～

失礼します。

私は、今回から初めて会議に参加させていただきましたが、様々な分野で、様々な取組がなされていることを改めて知ることができました。私は、保育所に勤めておりますので、保育所のこどもたちや保護者の方に関して、私が関わるところではありますが、保育所は、まちの子育てひろばとして活動しており、在宅で育児をされているご家庭もたくさんいらっしゃるということが分かりました。また、保育所での一時預かり事業や地域活動事業について、地域の親子に向けて発信をさせていただいているところです。たくさんの親子が他の地区からもいらっしゃいまして、その中で保育所のこどもたちと一緒に過ごし、帰るときには育児相談や悩みについてお話される保護者の方もいらっしゃるので、そのときには、たくさんお力を借りることできるんだよということをお伝えしています。先程、広報の仕方ということもありましたが、私たちも保育所以外のところで、保護者の皆さんを助けてくれる場所があることをパンフレットをお渡しすることや、口頭でお伝えしたりすることで勧めたりしています。子育てをしている皆さん、赤穂市で子育てしていて良かったと思ってもらえるように、市内の保育所でも声を掛け合いながら取り組んでいるところです。

今回の説明を受けて、在宅育児をされているご家族への支援というのは大事だということを改めて実感できました。感想だけですが、ありがとうございました。

～会長～

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

～委員～

失礼します。

保育所で娘と息子がお世話になっていて、娘は小学生になったのですが、娘が保育所でお世話になっているときに、今年度から変更となった育休退園の制度によって、せっかく集団生活に慣れてきた娘を退園させないといけないということが、私の中ではすごく心苦しい部分があったので、今回制度が変更となったということがうれしかったです。今後、育休による退園を心配せず安心してこどもを預けることができるので、すごく良かったと思いました。

また、待機児童の状況については、現状がどうなのかなと毎年思っているのですが、1歳児の入園というのは狭き門なのでしょうか。保護者の間では、0歳児は、先生が1人当たり見ることができると人数が少ないので、入園しにくいということはよく聞くのですが、この資料によると社会復帰されるお母さんが1歳児からということになり、入園が難しくなっているのかなと思います。先生方の人数も少ないということは分かっていますが、人材を確保できないという部分があって1歳児の入園は難しくなっているのでしょうか。

～事務局～

失礼します。

いわゆる育休退園についてです。以前から見直しの必要性を感じておりましたが、なかなか制度の改正に踏み切れなかったのですが、令和7年4月1日からは、年齢問わず継続して在園していただけるということになりました。令和7年度の実績ですが、現時点では、4月以降育児休業になつた方が8人おられます。全ての方が継続利用されております。8人のうち3歳児の方が2人、5歳児の方が1人いらっしゃいますが、この3名の方は以前から継続利用できていた方になります。1歳児、2歳児の方は残りの5名となり、引き続き在園しておりますので、やはりニーズが高かつたのだと感じております。ただし、今まで退園された方の後に入園できていた方が入園できなくなっているというのが現状です。

また、待機児童についてですが、委員がおっしゃるとおり1歳になったときに職場復帰される方が多いということもあり、令和7年度は1歳児について待機児童が発生したことであろうと思っています。保育士の確保にも努めておりますが、人材を確保することも難しくなっております。毎年同程度の保育士数の確保になっておりますので、ニーズの高まりに対応できていない状態であると思っています。

～委員～

育休退園については、在宅で子育てをされている方にとては、そういう意見があることはお聞きしておりました。先程、説明いただきましたように私の保育所でも2歳、3歳で育休になられてそのまま継続利用されている方がいらっしゃいます。そして、1歳児もそのまま継続して利用されておりますので、今は、令和8年度の入所について考えており、現在、申込が開始しておりますが、次は2歳児の混乱がやってくるのかなと思っておりますけれど、保育士はもちろんですが、保育所という箱に余裕がなければいけません。皆さんのニーズに合わせて保育をしていくためには、赤穂市が一丸となり、力を合わせて頑張っていかなければいけませんので、一足飛びには進まないかもしれません。現場の保育士も頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

～会長～

ありがとうございます。
他にございませんでしょうか。

～委員～

失礼します。

1歳児のニーズが増えているのは、体感としてもすごく感じています。私の幼稚園では、1歳半からお預かりしていたのですが、育休を取得できるのが1年なので、すぐに預けたいとなったときに、この半年間というのはトゥーマッチだと思ったので、今年度から1歳児からお預かりすることに踏み切ったのですが、やめないで継続できてよかったですという部分と、次に待っている人達がどのようにして入所することができるのかという問題を抱えているものだと思います。

また、先程から先生達のことについてものすごく配慮していただいており、嬉しく思ったのですが、配置基準というものがあって、1歳児には6人に1人先生を配置しないといけませんが、実際は、6人を1人で見るというのは現実的な人数としては合っていないと私は考えておりますので、その基準以上に先生を配置しています。多くの保育士が必要であり、その準備をする必要があるということで、この辺りも次の課題であると感じています。

～会長～

ありがとうございます。
他にございませんでしょうか。

～委員～

失礼します。

質問ですが、資料2の子育て情報サイトへの年間アクセス回数が達成されているということに驚いたのですが、私自身閲覧したことがなく、どのようなアプリなのか分からないので、どういった情報を公開されているのか教えてください。

～事務局～

説明させていただきます。すくすくキッズは、予防接種や子育て関連イベント、子育てに役立つ情報などを配信しているアプリとなっております。

～委員～

対象年齢はありますか。

～事務局～

特に何歳までという決まりはありません。先程申し上げたような情報を配信するものとなっております。

～委員～

小学生が対象となる情報もありますか。

～事務局～

児童館で実施するイベントなども配信しておりますので、小学生にも関係する情報となります。

～会長～

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

～委員～

令和5年5月から子ども食堂を始めて3年が経過し、貧困家庭のこどもを対象にという思いはありますが、なかなかそのこどもたちだけというのが難しく、児童主任委員や地域の方、関西福祉大学の学生ボランティアの方に協力していただいております。本当に貧困で困った家庭の方が利用してくれているのかどうか悩ましいところですが、ふるさと納税や寄付、赤穂市の補助金などで賄つており、ものすごい物価高で来年はどうなるのかと思っていまして、補助金を増やしていただけないかと考えております。

～事務局～

失礼します。

平素は、子ども食堂を運営していただきありがとうございます。子ども食堂には、大勢のこどもに参加していただいておりまして、大変こどもたちも喜んでくれているのではないかと思っております。子どもの居場所づくり事業は、貧困世帯やひとり親世帯を対象とした事業ということになっておりますが、ただ厳密に区別してしまうと子ども食堂に行くとそういう家庭だと思われると困るということもございますので、そうではなく、たくさんのかどもに来ていただいて、支援が必要なこどもがその中にいる場合は、子育て支援課につないでいただければという考えですので、これまでと同様に多くのこどもに参加してもらえるようにしていただければと思っています。

補助金につきましては、確かに物価が高騰しておりますので、月1回子ども食堂を開催する場合は、7万5,000円のところ2万5,000円追加して10万円を補助しておりますが、それでも依然として物価高騰が続いており、運営を行うのは苦しいとは思いますので、検討していきたいと考えております。

～会長～

ありがとうございます。

新しく委員になられた方が、それぞれの立場での状況についてお話を伺うことができ、ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

～委員～

失礼します。

資料6の48番、「子育て家庭の経済的負担の軽減について、引き続き、3人以上の子を養育する保護者の学校給食費を無償化します。また幼稚園児及び小・中学校の学校給食費のうち1学期分については一部を、2学期、3学期分は完全無償化します。」とあり、幼稚園児及び小・中学校の学校給食費とありますが、保育所が含まれないのはなぜでしょうか。同じ年齢の園児が有料となっておりますので、幼稚園児が無償というのはどうなのかと思いますので、ご説明をお願いします。

～事務局～

ただ今の質問についてお答えいたします。

4歳児、5歳児のことであると思いますが、公立の幼稚園に通っているこどもについては、無償になるけれども同じ年齢である私立の保育園、幼稚園や公立の保育所については、無償にはなりません。このことについては、おっしゃるとおり少し差があるのではないかと感じるということは理解しておりますが、今回の給食費の無償化については、学校給食費の枠組みの中で実施させていただいております。

～委員～

小学校が学校ということは分かるのですが、幼稚園も学校の中に含まれると思います。

～事務局～

幼稚園につきましては、確かに学校教育法による教育施設であるということになりますが、今回の給食費の無償化については、学校給食センターの給食を食べているこどもということで実施するという考えです。

～委員～

そうなると保育所よりも幼稚園を選ぶというご家庭も出てくると思います。

～事務局～

保護者の方それぞれのお考えもあると思いますが、この給食費の無償化という部分にすごく着目されるということであれば、そのような選択肢も生じてくるかもしれません。ただ、保育所には保育所の様々なメリットもあると考えており、夜8時まで預かっていただけるというようなこともあります。保護者の方にとっては、かなり有益な部分であろうかと思いますので、その辺りも含めた上で、保護者の方が総合的に判断されるのではないかと考えております。

～委員～

おっしゃっていることは理解できますが、同じ4歳、5歳の年齢であるのに違うのはどうなのかなと思いましたので。

～事務局～

委員がおっしゃっていることも理解できますので、ご意見としてお伺いしておきます。

～会長～

ありがとうございます。

切実なご意見であると思いますので、前向きな検討を行っていただければと思います。ただし、現実的には予算の問題もあるかと思いますので、そこを今後どのように進めていくのか、課題を整理しながら進めていけるところは進めていただければと思っております。

他にございませんでしょうか。

～委員～

失礼します。

資料6の62番、学校の事について質問します。

外国にルーツのあるこどもたちというのが、人数は少ないと思いますが、一定数はいると思います。私は、大学でスクールソーシャルワーカーの養成課程を担当しているという関係で、学校には実習でお世話になっており感謝申し上げますが、学生たちが実習に行った際に、スーパーバイズや巡回指導を行いますので、実情がどうであるのか少し伝わってくるのですが、国際理解サポートナーというのは、どの程度カバーできるものなのか、例えば、授業を受けているけれどもほぼ理解できていない生徒がいるとして、週5日授業を受けていると思いますが、その生徒たちのサポートをするためにカバーできる量というのはどれくらいでしょうか。

～事務局～

失礼します。

委員からご質問のありました外国籍の児童又は生徒が、日本語が全く分からない状態であるときについては、最初に兵庫県にサポートチームがございまして、段階的にはなりますが当初1か月程度は週5日、そこから少しづつ日数が減っていきまして1年間はサポートが受けられます。ただし、県のサポートが1年で終了となりますので、国際理解サポートナーを市で準備しておりますが、予算の都合上週2回又は週1回に2時間のみのサポートということもあります。

このことについては、生徒が1年経過した後のサポートとなりますので、意思疎通であったり、コミュニケーションの取り方というのは若干慣れた後でのサポートとなってきます。

この国際理解サポートナーについては、必要がありましたら継続して利用する事も可能です。なお、最近では、国際理解サポートナーを利用した生徒から今後のサポートは大丈夫ですというケースも少なからずございますが、引き続きこの事業については、人権的な観点からも必要であると考えております。

～委員～

ありがとうございます。

もう少し詳しくお伺いしたいのですが、基本的には兵庫県の派遣を1年間体験していただいた後に引き継ぐという形でサポートを行うということだと思いますが、サポートの申請については、隨時行うことができるのでしょうか。

～事務局～

随時申請することは可能です。ただし、県のサポーターについても言語によって人数に限りがございますので、すぐにサポートしてもらえることもありますれば、時間が掛かり待ってもらうこともありますが、年度当初でなければならないということはございませんので、転入が分かり次第、県に連絡をとって準備を進めていきます。

～委員～

県へのサポート申請も年度途中でも可能ということですね。実習の関係で、年度途中から転入してくる生徒がいるということになり、申請を前もってしておかなければならぬことと、赤穂という土地柄なかなか兵庫県派遣で人材を確保することは難しいということがあり、学校の先生方で何とかサポートされているということがありましたので、どのようなカバーができるのかお聞きしたかったところです。

もう1点お伺いしたいのですが、ひと昔前の学校であれば、クラスに1人か2人程度は、少し馴染めなかつたり、学習環境に適応できず個別的な配慮が必要な生徒がいると感じていたのですが、今、その発達障害の疑いがあるとされているこどもたちだけでも、調査年によって違いますが、6%から7%程度はいるという状況で、実際に学校に行ってみると1人や2人どころではなく、学習についていけないこどもたちがかなり多くてどのクラスにもいるという状況です。実習生を受け入れるということは、プラスアルファの業務となるので嫌悪されることもあるのですが、人手の部分で案外喜ばれておりまし、ボランティアの派遣によりカバーされているところもあるとは思いますが、加配という形で公式に学習についていけないこどもたちをカバーできる取組は何かありますでしょうか。

～事務局～

資料1の令和6年度の報告の際に申し上げましたが、特別支援教育指導補助員がおりまして、通常学級に在籍している生徒で特別な支援が必要である場合に、人員を配置しまして、一緒に学習ができるよう、インクーシブル教育を進めています。

～委員～

これもカバー量についてということで、ボランティアの活用も含めて、無いよりあった方が絶対に良いとは思いますが、最終的にどの程度までサポートしていくのかという見通しなどはありますか。

～事務局～

現時点で、令和6年度に15名だったところを令和12年度までに20名程度まで増やしていくたいという考え方でございます。ただし、こちらも予算の問題がございますので、一応目安としてということになります。

～委員～

予算の関係でいくらでも増やせるというものではないので、仕方がない部分もあると思いますが、

現在の人数で完全にカバーしきれているという認識ではないということで、今後20名程度まで増やしていきたいと考えておられるということですね。

～事務局～

そのとおりです。

～会長～

ありがとうございました。

会議も長時間となっておりますが、他のご意見はございませんか。

日常の中でこどもや子育て、それから若者について、様々な課題を見つけていただいて、この会議で出された意見などが今後の計画に反映されていくというものであると思いますので、よりよい計画、よりよい赤穂市になるよう進めていけましたらと思います。

本日は、皆様のご協力のおかげで、大変貴重なご意見を賜ることができました。ありがとうございました。議事は以上となりますので、事務局にお返しします。

6. その他

～事務局～

皆様、本日は長時間にわたり貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

事務局より2点連絡事項がございます。

まず1点目ですが、お手元にお配りしておりますとおり、2030赤穂市総合戦略案について、パブリックコメントを実施しております。現在、2030赤穂市総合戦略を策定中であり、本計画につきましては、将来展望人口の実現に向けて、基本戦略及びそれに基づく施策や取組を明らかにするのですが、赤穂市は、将来展望人口を2030年に2万8,000人を目指す取組内容と案ではなっておりません。このたび、案が作成されましたので、市民の皆様にご意見を募集しておりますので、よろしければご意見をお願いしたいと思います。

2点目につきましては、次回の会議を2月に予定しており、後日追ってご案内いたしますので、ご参考いただきますようよろしくお願ひいたします。

7. 閉会

～事務局～

それでは、以上をもちまして令和7年度第1回赤穂市子ども・子育て会議を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。